

みなさん、こんにちは。今回は、令和6年度分の市民税・県民税の申告についてお知らせします。

市民税と県民税は、前の年の1年間に稼いだ金額などによって、支払う金額が決まる税金です。この税金は、全ての人が払うもので、皆さんの生活のために使われています。

外国人の人も、令和6年1月1日に長野市に住民登録があった人や、1年以上長野市に住んでいた人は、令和6年度分の市民税・県民税を長野市に払います。ただし、1年間に稼いだ金額が、決められた金額よりも少なければ、市民税・県民税はかかりません。

市民税・県民税の申告をしないと、国民健康保険料や公営住宅の家賃の計算を正しくしてもらえなかったり、課税内容証明書が発行できないことがあります。申告をする人は、必ず3月15日までに申告書を出してください。申告書は郵便で出すことができます。

申告をするときは、次の2つのことに注意してください。

1つ目、申告書にはマイナンバーを書きます。申告書と一緒に、マイナンバーと本人確認ができる書類のコピーを出してください。

2つ目、日本国外に住んでいる親族を扶養にとる場合、親族関係を証明する書類と、国外の親族にお金を送っていることがわかる書類を出してください。

注意点として、令和6年度分の申告から30歳以上70歳未満の日本国外に住んでいる親族を扶養にとる場合は、扶養の家族一人につき1年間で38万円以上のお金を送っていることが分かる書類が必要になります。

市役所では、毎年2月から市民税・県民税の申告相談会を開いています。

相談会の日程や場所、内容は広報ながの2月号を確認してください。

しみんぜい けんみんぜい しんこく ほうほう ながのしやくしよしみんぜいか  
市民税・県民税の申告の方法などは、長野市役所市民税課 026-224-8507に

でんわ  
電話してください。

がつ にち きげん まも ただ しんこく きょうりよく ねが  
3月15日までの期限を守り、正しい申告をしてください。ご協力をお願いします。